

令和6年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和6年9月3日（火曜日）

議事日程第1号

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第81号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第82号 八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第83号 八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第84号 八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第85号 八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第86号 八峰町定住促進住宅条例制定について
- 第10 議案第87号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第11 議案第88号 令和6年度八峰町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第89号 令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第90号 令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第91号 令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第15 発議第4号 決算特別委員会の設置について
- 第16 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第17 議案第92号 令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第93号 令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

- 第19 議案第 94号 令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第20 議案第 95号 令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第21 議案第 96号 令和5年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 第22 議案第 97号 令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第23 議案第 98号 令和5年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第 99号 令和5年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第25 議案第100号 令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第26 陳情第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情につい
て

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課長 菊地俊平
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望
生涯学習課長 石上義久	農業委員会事務局長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和6年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月30日、議会運営委員会を開催し、8月5日付けで議長から諮問のあった令和6年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から13日までの11日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、陳情が採択となった場合は、意見書の提出の発議を最終日に追加いたします。

以上。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、日割表及び議事日程表により本日から13日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から13日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和6年9月8日八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、台湾への農産物販売促進活動についてであります。

町内農家の所得向上等を目的に、町の農産物を海外に売り込むため、秋田やまもと農協や町内の農業法人等と一緒に8月20日から23日にかけて台湾を訪問し、青果物卸業を営む商田実業株式会社との商談や台北市内の市場調査を行ってまいりました。

農産物の商談につきましては、椎茸や米、キャベツ、そば、梨、生薬等のサンプルを提示しながら、取り引きに向けた意見交換を行ったところであり、中には相当に興味を示していただいた品目もあり、一定の手応えを感じたところであります。

また、青果市場や農水産物販売所等の調査については、台湾は日本同様に贈答文化があるため、高級品の品揃えが豊富で、特に果物は大きなスペースを設けて販売されておりましたので、八峰町産の梨や高級黒椎茸等が入り込む余地は十分にあると考えております。

今後は、継続的に関係者と連絡を取り合いながら、商談が成立できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、8月16日に峰栄館において開催いたしました「戦没者追悼式」についてであります。

式典には、ご遺族や来賓など35名の皆様にご臨席を賜り、先の大戦で犠牲となられました方々に哀悼の意を表し、平和を守っていくことをお誓いいたしました。

今年、終戦から79年となりますが、数多くの教訓を風化させることなく、不戦の

決意を新たに、平和の尊さを次の世代に語り継いでいかなければならないことを再確認したところであります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

旧峰浜庁舎跡地に整備している「定住促進住宅」については、8月末時点における工事の進捗率が約41%であり、計画どおり進んでおります。

また、建物の完成時期は、12月中旬を予定しておりますが、完成後、速やかに入居できるよう、入居者の公募を10月頃から開始することとしております。

入居者の公募に当たっては、「公募の方法」をはじめ、「入居者の資格」や「家賃」等、関係条例を制定する必要があることから、本定例会に関連条例と予算を提案しております。

次に、「地域公共交通」についてであります。

8月7日に「八峰町地域公共交通会議」を開催し、巡回バス及びデマンド型乗合有償運送の運行状況の報告と更新登録について協議いたしました。

運行状況については、令和5年度における巡回バス及びデマンド型乗合有償運送の延べ利用者数が、それぞれ1万1,008人と1,431人であることなどを報告しております。

また、更新登録は、登録期間の更新に加え、巡回バスのルートを変更し、能代市内まで乗り換え不要で直通運行とすることや、利用実績のないバス停留所の廃止、運賃の変更等を説明し、委員の方々から同意を得たところであります。

さらに、秋北バス株式会社からは、巡回バスの能代市内までの直通運行に伴い、現在運行している能代・峰浜線を9月30日をもって廃止する意向が示されたことから、巡回バスの新たな運行体系を10月1日から実施することとしております。

新たな運行体系への移行に当たり、今後、町民に対し十分な周知を行ってまいりますとともに、引き続き、利用者の声を大事にしながら、巡回バスの更なる利便性の向上に努めてまいります。

次に、8月4日に能代港下浜岸壁ふ頭で開催された「能代市山本郡消防操法大会」についてであります。

今回の大会は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行後、初めて参観者を招いての開催となりました。

町からは、ポンプ車操法の部に1組、小型ポンプ操法の部に3組が出場し、出場選手は連日夜遅くまで訓練してきた成果を存分に発揮し、小型ポンプ操法の部において第

10分団が第2位と、好成績を収めました。

6月7日から、暑い中、連日訓練に参加されました消防団の皆様と長期間にわたりご指導いただきました八峰消防署の皆様には、心から感謝を申し上げます。

次に、八森地区の海岸における一斉清掃についてであります。

6月29日に実施した海岸清掃は、早朝からの作業にもかかわらず、265名の町民の方々からご協力いただき、可燃ごみと不燃ごみを合わせて約4tのごみが拾い集められました。

ごみの多くは漁具などの漂着物でありましたが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもあったことから、町では引き続き、モラルの向上や不法投棄防止の啓発に努めてまいります。

また、大雨による影響で大量の流木が漂着しましたが、こうした状況は、海岸の景観を損ねるだけでなく、海岸保全施設の機能を阻害することになるため、海岸管理者である県に対し、流木等の対策を働きかけております。

次に、農業関係についてであります。

東北農政局が発表した本県における作柄概況は、8月15日時点において、やや良と見込まれておりますが、これから迎える収穫期が天候に恵まれ、刈り取り作業が無事終わられるよう願っております。

また、米の需要については、令和5年産米が猛暑による影響で一等米比率が減少したことやインバウンドの回復による外食需要の拡大などにより、全国的に需給が逼迫しております。

今後、本年産米が市場に出ることにより、こうした状況は改善されるものと考えますが、資材価格の高騰等も相まって、本年産米の米価は高値水準になると見込まれることから、引き続き、市場の状況や国、県の取り組み等を注視してまいります。

次に、8月10日に中浜地区において開催された「八峰花火フェス2024」についてであります。

本イベントは、昨年度で終了した雄島花火大会を引き継ぐ形で、新たに地域の若い世代が中心となって実行委員会を立ち上げ行われたものであります。

当日は、男鹿のなまはげ太鼓や文化ホールにおいて音楽イベントも併せて行われたほか、好天に恵まれたこともあり、雄島から打ち上げられた1,500発の花火が会場を訪れた大勢の観客を魅了しました。

こうしたイベントは町の活性化に繋がるものと考えますので、引き続き、町としましても取り組みを支援してまいります。

次に、ハタハタ館のシングルルームについてであります。

ハタハタ館の3階会議室をリノベーションして整備を進めておりましたシングルルーム6室の工事が7月末に完了し、8月1日より供用を開始しております。

各部屋には、セミダブルベッドや冷蔵庫、テレビ、デスク、Wi-Fi等が完備されており、出張などビジネス利用に最適な環境となっております。

これまでハタハタ館にはなかったシングルルームの完成により、当管内で需要が高まっているビジネス利用客の受け皿となることを期待しております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。

本県は、小学6年生、中学3年生ともに全国トップ級の成績でありましたが、本町の状況は、県平均を100とした場合、小学6年生は114、中学3年生は108と、県平均を大きく上回る良好な結果でありました。

今後は、調査結果を検証した上で、明らかになった課題に対し、電子黒板やタブレットなどの情報通信技術を積極的に活用しながら授業改善に取り組んでまいります。

次に、8月14日に峰栄館において開催いたしました「二十歳を祝う会」についてであります。

今年度の対象者は51名で、うち40名に出席していただきました。

式典では、医師を目指して勉学に励んでいる代表者から「自分と向き合って、夢を追い求めて精進し、地域への感謝を忘れず、成人としての自覚を持ち、理想に向かって不断の努力を続ける」との力強い誓いの言葉があり、頼もしく立派な新成人の姿を拝見し、大変誇らしく思うとともに、現在実施している「ふるさと教育」の重要性を改めて実感したところであります。

式典開催に当たり企画運営に御尽力いただきました実行委員の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

次に、スポーツ少年団活動についてであります。

6月22日に潟上市で開催された高円宮賜杯第44回全日本学童軟式野球秋田県大会に、「八峰グローリーズ」が出場しました。

初戦で勝利を収め、次の準々決勝でも勢いそのままに初回から有利に試合を進めておりましたが、後半逆転を許しての惜敗となりました。

しかしながら、7月13日に行われた第22回J A共済学童野球大会秋田やまもと地区予選では見事優勝し、9月14日から秋田市で開催される全県大会への切符を手にしております。

また、小学生バドミントンの「能代ジュニア」に所属する笹本杏さんは、7月25日から京都府長岡京市で開催された、第40回記念若葉カップ全国小学生バドミントン大会の女子団体戦に出場しました。

笹本さんは、副主将としてチームを牽引しましたが、残念ながら決勝トーナメント進出は叶いませんでした。

それぞれ、この経験を今後生かし、さらに成長されますよう期待しております。

次に、令和5年度一般会計決算の実質収支についてであります。

一般会計歳入総額は76億7,898万円、歳出総額は68億5,124万4,000円となり、差し引き8億2,773万6,000円の剰余金が生じました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億6,613万6,000円の黒字となっており、地方財政法に基づき、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てることとしております。

実質収支については黒字となっておりますが、財政調整基金からの大幅な取り崩しなどにより歳入を確保したものであり、前年度からの繰越金や基金取り崩しなどの要因を除いた実質単年度収支は、5億8,122万8,000円の赤字となります。

近年、町の財政は、財政調整基金の取り崩しに依存し、収支の均衡が図られていないことから、今後は、厳しい財政状況を職員一人一人が認識を共有するとともに、事務事業の見直しを進め、財源の確保と歳出の抑制に努めながら、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、マイナンバー法の一部改正に伴う改正であります。

議案第82号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定については、水道法の一部改正に伴う改正であります。

議案第83号、八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定については、水道法の一部改正に伴う改正であります。

議案第84号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例制定については、政令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第85号、八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例制定については、巡回バスの能代市内への乗り入れに伴う事業の変更点等について、関係条文を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第86号、八峰町定住促進住宅条例制定については、定住促進住宅の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例制定しようとするものであります。

議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、マイナンバー法の一部改正に伴う規約変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、1億1,317万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億8,850万3,000円とするもので、主な歳出は、プレミアム付商品券発行事業費の追加などとなっております。

議案第89号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、279万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,075万1,000円とするもので、主な歳出は、システム改修費の追加であります。

議案第90号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、5,097万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億5,798万円とするもので、主な歳出は、前年度国県支出金の精算に伴う返還金の追加であります。

議案第91号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、991万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億216万7,000円とするもので、主な歳出は、新型コロナワクチン接種事業費の追加であります。

議案第92号、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和5年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第93号から議案第98号までの各案件は、令和5年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第99号及び議案第100号は、令和5年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

報告第4号は、令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

報告第5号は、令和5年度八峰町簡易水道事業会計の継続費精算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は20議案で、報告件数は2件であります。

なお、旧岩館小学校解体工事契約締結につきましては、今定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第81号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

- 福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第81号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例（平成18年八峰町条例第106号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由についてですが、令和6年6月9日公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行により、関係する国民健康保険法の改正法が令和6年12月2日から施行されることから、関係条例の改正をするものです。

改正の内容につきましては、説明資料にてご説明します。

新旧対照表の次のページからとなります。

条文の改正については、令和6年6月9日に公布された、いわゆる番号法の一部の改正により、関係する国民健康保険法（以下「法」といいます。）第9条各項の規定が整理されたことにより、参照する項が変わったものであります。

また、附則には、法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されましたが、改定後の国民健康保険条例の規定は、施行日にした行為に対する罰則については従前の例による旨を規定するとともに、施行日時時点で現に被保険証を交付されている世帯が施行日以後に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還についても従前の例にすると規定した上で、その罰則についても同様に従前の例により取り扱うとするということの経過措置を設けております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） マイナンバーカードは任意になっております。で、保険証が紐づけされてますけれども、持ってない人は資格確認書が発行されて5年間有効ということですが、何人を想定しているのかということと、現在、資格証明書と短期保険証を発行されている人たちは、12月2日からどのようになるのか教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 回答いたします。

資格確認書の有効期限について5年とされて、5年以内で定めることができるとされておりますけれども、秋田県内の例を見ますと、その全てが1年となっておりますので、当町もその例に従うというか、参照して1年ということにして、これまでどおり1年というふうに考えていきたいと思っています。

そして、もう一つの短期被保険者証、そして資格確認書について、どのようになっていくかということなんですけれども、これも法の改正に伴いまして、それらの言葉がなくなりまして、資格確認書という一つの言葉でひとくくりにされることとなりますが、その資格保険書発行の中で資格証明書、資格証明者の方については、特別療養というふうにその資格確認書に明記されることとなります。短期被保険者証の方については、その資格確認書の有効期限を半年以内とするということに対応したいと、対応するというようにしております。

以上となります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

国の方では5年間の有効ということを決めてますので、これ秋田県が1年間だけにするということは、これはちょっと大変なことでもあります。

マイナンバーカードの誤登録や情報漏洩が発生しています。中には病院で資格無効という表示が出て10割負担になったという例もあります。トラブルが止まらない現状で

あります。医療施設の9割が保険証の存続を求めています。県保険協会が行った3回目のアンケートの結果でも、なおそのような存続を求めているアンケート結果になっております。

厚生労働省が8月30日、健康保険証を廃止し、マイナンバーカード一本化すると、省令改正案について行ったパブリックコメントの結果を発表しました。5万3,028件の意見提出があり、ほとんどがマイナ保険証に反対とされています。というのも、窓口の負担が増える。他人の情報が誤って入っている。漏洩問題。残せばコストがかかからないが、このままいくとコストがかかって大きな不安が高まっています。命に関わる問題です。政府の調べでは、マイナ保険証の利用率は5月時点で7.3%、これが最高だと報じられています。

このような現状の中でマイナンバーカードを保険証に紐づけすることには反対です。よって、この条例にも反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第82号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管

するため、水道法の一部が改正されることに伴い、関係条例の整備等の必要があるためです。

次のページをご覧ください。

条例の改正文です。このたびの改正は、先ほど提案理由でも述べましたように、法律の公布により水道法の一部が改正され、同法に基づく事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、条例中に引用されている文言の整理を行うものです。

改正内容は、条例第4条第1項中及び第36条第2項ただし書中「厚生労働省令」とあるのを「国土交通省令」に、第31条ただし書中及び第36条第2項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改めるものです。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 福祉労働省の方から国土交通省の方に変わるということですが、それが感染症の問題とか、水道の中に感染症の問題とか、水道ですので飲み水ですので福祉の方と関係、厚生の方と関係あると思うんですけども、当町においては、これが変わったことによって何か変化があるんでしょうか。例えばですね、水の中にフッ素とか、それから農薬ですね、それから、いろいろなものが入ってきてるという問題も出てきてます。そういうことに関連しては、福祉の方と連携するとか、そういうふうな、もう建設課一本でこれを解決するのか、その辺いかなものなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

上位法令で厚生労働大臣から国土交大臣及び環境大臣の方に事務が移管されたということですが、水質管理とかは従来どおり建設課の方でやられてますし、今までどおりということで変わりないと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第83号、八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法の一部が改正されることに伴い、関係条例の整備等の必要があるためです。

次のページをご覧ください。

条例の改め文です。このたびの改定は、提案理由でも述べましたように、政令の公布により水道法の一部が改正され、同法に基づく事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、条例中に引用されている文言の整理を行うものです。

改正の内容は、条例第3条第6号中及び第4条第4号中「厚生労働省令」とあるのを

「国土交通省令」に改めるものです。また、第4条第1号中「第3条」を「前条」に改め、同条第2号中「第3条第1項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改めるものです。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第84号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第84号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由についてですが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員

及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されたことにより、令和6年度中に関係条例の改正が必要であるためです。

改正の内容につきましては、説明資料をご覧ください。

新旧対照表の後の最後のページになります。省令改正の概要というところになります。

介護保険法施行規則（以下単に「省令」といいます。）第140条の66第1号に規定する地域包括支援センター（以下単に「センター」といいます。）の職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する改正が行われています。

具体的には、これまで一つのセンターが担当する区域における第1号被保険者、概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、次に掲げる者を、専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置することとしていたところですが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。）ということで配置基準を満たすことが認められるようになります。

その、次に掲げる者と言われる方が、①保健師その他これに準ずる者、②社会福祉士その他これに準ずる者、③主任介護支援専門員その他これに準ずる者と言われる方々ですが、町の社会福祉協議会の包括支援センターにもこの方々が1人以上配置されております。

また、八峰町では該当ありませんが、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第1号被保険者の合計数に応じた、常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになります。（複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、個々のセンターには必ずしも上記①から③の職種全てを配置しなくてもよくなります。）この場合についても、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められていますが、個々のセンターには、上記①～③の職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされています。

この職員配置基準の改正は、令和6年4月1日から施行されておりますが、これを受

けて法第115条の46第5項の規定に基づく市町村の基準条例も必要となりますが、市町村の事務負担に配慮して、条例改正を最長1年間猶予することができる経過措置が設けられておりますので、このたび上程させていただいたものとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 大変ちょっと分かりにくくて、昨日からちょっと問い合わせしてるんですけども、要するに、この当町の場合は、3,000人以上6,000人未満ごと、ごととあるので、その3,000人から6,000人未満ごとに包括支援センターがあるということだと思ってるんですけども、当町の場合は1号被保険者、これは何人いるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問に回答いたします。

国民健康保険の被保険者数、概ねなんですけれども、第1号被保険者が1,500人、後期高齢者で1,700人というふうになっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第85号、八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。道路運送法第78条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて町が行う巡回バスの実施に関し、関係条例の改正が必要であるためでございます。

このたびの同条例の一部を改正するに至った経緯をご説明いたします。

現在、巡回バスを利用し能代市内まで往復する場合には、道の駅みねはまで秋北バス株式会社が運行する能代峰浜線と乗り換えが必要となっておりますが、利便性の向上を図るため、乗り換えなしで直通運行できないものかを検討し、関係機関と協議を重ねてまいりました。8月7日に八峰町地域公共交通会議を開催し、能代厚生医療センター、いとく能代北店、能代バスステーションと能代市内と乗り換え不要の直通運行とすることをはじめ、利用実績のないバス停留所の廃止や、能代市内エリアである比八田から竹生間ルートの廃止、また、このことに伴う運行時間、利用料の変更を協議し、委員の方々から同意を得ており、協議が整っております。

さらに、秋北バス株式会社から、巡回バスの能代市内までの直通運行に伴い、現在運行している能代峰浜線については、この9月30日をもって廃止する意向が示されたので、巡回バスの新たな運行体系については、10月1日から実施することとしております。

このたびの条例の一部改正は、以上のことを踏まえまして、現行の条例と照らし合わせ、使用料にかかる区分の一部改正を提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。第3条で定められている使用料の額と、第4条で定められている使用料の免除についての改正であります。新旧対照表をご覧ください。分かりやすいと思いますので、議案第85号の説明資料をお開きください。

はじめに、第3条の使用料の額についてであります。使用料の額につきましては、第3条の表で定められております。

次のページを開き、別記1をご覧ください。

現行では1回の乗車につき100円としておりますが、能代市内との直通運行に伴い、

八峰町内で乗降者の場合、1回につき100円。八峰町内で乗車し、能代市内で降車した場合、1回につき300円。能代市内で乗車し、八峰町内で降車した場合、1回につき300円に改正するものでございます。

また、利用回数券につきましては、現行では回数利用券（25回利用）2,000円としておりましたが、使用料の額が100円のみから100円と300円の2種類となることから、利用回数券（100円券25枚綴り）2,000円に改正するものでございます。

1 ページ目にお戻りください。

次に、第4条の使用料の免除についてであります。現行では、町内の沖の台バス停をはじめ、能代市の比八田バス停など、能代市内まで乗り継ぐ際に一部無料区画を設けておりましたが、能代市内との直通運行に伴い、無料区間を廃止するものでございます。現行条例では第4条第2号に定めておりますので、その部分を削除するものでございます。

また、同条3号につきましては、同条第2号を削除したことに伴い、「前号各号に規定するもののほか、」までを削り、同号を同条第2号に改正するものであります。

議案書の方にお戻りください。

施行期日につきましては、令和6年10月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと確認します。回数券が25枚綴りで2,000円ですけれども、まあ1回に100円、100円ってこうなってますけれども、それを3枚券を利用して能代まで行けるっていうことですね。そういうことですね。それで、まあ利用する人がかなりいると思うんですけれども、今発売してるのはバスステーションですよ。これを町内で買えるようなことは考えてませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

回数券ですけれども、引き続き、今、手持ちのものも当然使えることとなっております。また、今現在の回数券の販売ですけれども、能代バスステーションのほか、役場の

方でも販売しております。また、利用者がかなり相当数伸びていけるといいますか、回数券を必要とする人が増えてくるようであれば、ほかのところでも取り扱いきれないものか、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第86号、八峰町定住促進住宅条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号、八峰町定住促進住宅条例制定について。

八峰町定住促進住宅条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。民間事業者等と連携し、町内の居住環境を整備し、若い世代や子育て世代の定住促進を図るため、また町外からの移住を促し、人口減少の緩和や地域の活性化を図るため定住促進住宅を設置し、その設置に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町定住促進住宅条例ですが、制定文の全文の朗読は省略させていただき、要旨を説明させていただきます。

先ほど町長の行政報告でもありましたとおり、定住促進住宅の建設工事については順調に推移しております。完成時期につきましては12月中旬を予定しておりますが、完

成後、速やかに入居できるよう、今後は入居者の募集を進めてまいります。入居者の募集に当たっては、募集の方法をはじめ、入居者の資格や家賃や敷金等を定める必要がありますので、条例を制定しようとするものでございます。

本町の場合、賃貸住宅としては既に町営住宅等がありますので、基本的な部分につきましては町営住宅の関係条例に倣っておりますので、主な相違点についてご説明いたします。

第1条では、本条例の目的を定めております。先ほどの提案理由にありますとおり、民間事業者等と連携し、町内の居住環境を整備し、若い世代や子育て世代の定住促進を図るため、また町外からの移住を促進し、人口減少の緩和や地域の活性化を図るために必要な事項を定めるものでございます。

第3条から第5条につきましては、町営住宅では管理条例とは別に設置条例を定めておりますが、定住促進住宅では、第3条に設置、第4条に住宅の建設等、第5条に住化の借上げ及び土地の貸付期間等を定めております。

第6条の入居者の公募の方法以降につきましては、基本的には町営住宅管理条例に準じた内容としておりますが、第15条の家賃の決定と第19条の敷金のところにつきましては相違しておりますので、ここの部分についてご説明いたします。

第15条、家賃の決定につきましては、第1項第1号及び第2号でそれぞれ、1LDK 月額5万円、2LDK 月額6万円としております。また、同条第2項のところで、高校生以下の子と同居する入居者の家賃の月額は、同居する高校生以下の子1人につき5,000円を減じた額とすることとしております。また、月額家賃の最低額は、1LDK、2LDKともに4万5,000円としております。

家賃の月額につきましては、県内他市町村の定住促進住宅や町内及び能代市内の民間における賃貸住宅の家賃を参考としております。

19条、敷金につきましては、一律10万円としております。資金は通常、家賃の何か月分かを設定するのが一般的ではありますが、定住促進住宅の家賃では、同居する高校生以下の子1人につき5,000円を減じた額とすることから、月額家賃の何か月分かと設定した場合、同じ部屋に入居した場合でも世帯構成により金額に差が生じることとなりますので、町内及び能代市内の民間における賃貸住宅の敷金の相場や県内他町村の定住促進住宅の敷金を参考に設定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願

いたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 条例そのものというよりも、関係、関連でちょっと聞きたいんですが、この旧峰浜庁舎跡地というのは冬期間雪捨て場になっていたんですよ。で、まあ地域の住民から、この冬からどこに捨てればいいのかというような声がありますけども、代替の場所とか何か考えてることがありましたら教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えします。

このたび定住促進住宅、旧峰浜庁舎跡地に建てるわけなんですけれども、まだ何といますか、旧庁舎の入り口付近に建てることになりまして、今現在、東北電力の鉄塔が建たってる部分からゲートボール場の方のところにつきましては、まだ現在何も建たってない現状でございますので、まあちよつとこう投げづらくはなるかと、捨てにくくなるかと思うんですけれども、まずはそちらの空いたスペースの方をご利用していただければというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3点ほどまとめてお聞きします。

第4条の2に定住促進住宅選定委員会という記載があります。もちろん選定は終わったわけですが、この構成員の規定がありませんが、どういったメンバーであったのかということをお知らせください。

次に、第8条の5「家賃の支払につき、確実な連帯保証人がある者」とありますが、次の下の2の「入居資格の特例を設けることができる。」としてあります。これは連帯保証人を確保できない者、こうした人たちも特例に含まれるのかということ。

最後に、この当該住宅が火事や自然災害に遭った場合の条文がありませんが、この点については考慮しなかったのでしょうか。建設業者と交わした契約には、その自然災害や火事などがあつた場合の規定条項などがあるのか、あれば教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

はじめに、第4条の2項の定住促進住宅選考委員会でありますけれども、こちらの方のメンバーとしましては、まず副町長ですね、あとそれから総務課長と私、まず企画政策課長、当時は財政課長でしたけども、財政という名前でしたが、そちらの方と、あと財政課長、あ、財政課長じゃなくて建設課長がメンバーに入っております。また、役場の庁舎外といたしまして、県の建設管理課の課長さんの方からもメンバーの方に入ってもらって審議をいたしております。

次に、第8条の「家賃の支払につき、確実な連帯保証人がある者」ということで、その2項の方に「町長は、前項の規定にかかわらず、定住化や地域の活性化と人口減少対策及び子育て支援を考慮して入居資格の特例を設けることができる。」ということですが、こちらの方は、とりあえずは何といいますか、入居に関してのことでありまして、連帯保証人については付けていただきたいというふうに考えております。こちらの方につきましては、金額の保証というよりも身元、何かあった際の確実な身元引受人的な、こう連絡が取れる方を設定していただきたいというふうに考えております。

あと最後に3点目の災害等、火災等あった場合のものについて記載がないので、民間の方の契約、契約書の方ということなんですけれども、ちょっと今、私、民間の方の契約書の方、手元にないので、そちらの方につきましては後ほど確認してご回答したいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。あ、堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません。先ほど企画政策課長の方から県のメンバーが建設管理課という話でしたけども、今回の委員会の選定に当たっては建物に詳しい担当者をお願いしたいということで、県の建設部の営繕課長に入っております。

以上です。営繕課長です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 住宅の建設、第5条の3、30年経過した後に町に無償譲渡するという条文があるんですね。30年経った建物がですよ、相当劣化してきている。その建物をいただいて、まあその後何年また貸付できるか分かりません。でも建物そのものが相当傷んでくる中でですよ、業者はこれを解体しなくてもいいわけですね。解体費用が全く業者としては出てこない。これを今度解体するとなると、町が解体しないと駄目。こういう非常にですね、まあ建設した業者にとってみればこれほどありがたいこう

いう条文はないわけですよ。30年経った後、町でもらってもですよ、相当経費がかかってくるんです。そしてまた借りる人もですね少なくなってくる、人口が減ってきますから。これ、このままでいいんですかね。譲渡してもらわなくても、もう業者さんに土地は無償でもいいですよ、そのまま業者さんにもってもらおうと。私は、この方がいいと思うんですね。これ解体しないと駄目なんです。この後貸し付けても解体費用まで生まれてきませんよ。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

まず30年経過してから町のものになるということについてですけれども、こちらの方、最初にプロポーザルを行いまして、いろいろ他町の方の状況等、プロポーザルの要綱を定める時に私の方でも検討しました。で、まず30年経って一般的に町の持ち物に移管するというのが一般的なやり方でしたので、私の方でもその方法でいいのではないかというふうに判断したところであります。また、町の方につきましても、例えば町営住宅、耐用年数過ぎた後は町営住宅の方から地域活性化住宅というふうな形でもまだまだ使用しておりますので、30年経ったからといって早急にすぐに駄目になるものではないのかなというふうには思っております。ただ、それこそ須藤議員がおっしゃったとおり建物は確実に劣化はしてまいりますので、そういった際には何かしらの改修等は必要ではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 30年経って劣化してきた建物を改修していく。そして最後は、どうしても駄目な場合はもう解体するんですね。その期間30年過ぎてその貸し付けた期間、解体費用出てきますか。出てきませんよ、多分。それ考えたことありますか。ただ無償で譲渡してもらったからもうありがたいというものではないんです。解体があるんですね。その費用が町で負担しなければならない。いや確かに業者にとってみればですよ、30年間、町に貸付をする。いいですよ、それ業者としては。この解体が今度は町でしなければならないということになるんですね。これは、これから30年以降、町で貸し付けて、何回も言うようですけども、その貸し付けた分と解体費用というのは出てこないんですよ、多分。30年過ぎてる建物ですから。ですから私はですね、この

条文をね削ってほしい、そう思います。町長どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） お答えいたしますけれども、今回PPP方式ということで、行政と民間との連携事業ということで今回進めております。そういった中で、先ほど課長からもありましたけれども、ほかの市町村の状況を見ながら、この30年ということを設定させていただいております。この30年のうち、いずれ傷んでくるところ、外壁なり何なり相当傷むと思いますけれども、その間に関しては全て民間側が補修することとなっております。そういった意味で30年経つとすぐ駄目なるといふふうには私は捉えておりません。そしてまた今回の建物、鉄骨造りでありまして、まあおそらく余寿命でいきますと50年、60年ともつんじゃないかなというふうには私は期待しているところでございます。したがって、現時点おきまして、この条文を削除するという考えには至らないというところをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今回の定住促進住宅、今後の子育て支援というふうな大題があるわけですが、この入居者の選考、これが何か不十分なわけですよ。住宅の困窮してる者が優先するというふうに書いてありますけれどもね。もし競合した場合、やっぱり若者を優先するっていう基準が必要ではないのかな。まあ私どもみたいな高齢者とか独り暮らしが応募してきた場合、これを弾くためのやっぱり基準というものが私は中に必要ではないのかなというふうに思うわけですよ。まあ足りない、この10条だけでは弾くことができないような状況ではですね、若者を積極的にそこの入居者に設定するという理由がつかないわけですから、新たに選考基準を別個に作るべきというふうに思います。いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

今、こちらの方で条例の制定についてということで提案の方しているんですけれども、条例が出来上がった後には、この条例、施行規則をさらに作ります。その施行規則のところ、そういった部分についてはさらに詳しく行って設定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私はですね、敷金は10万円ですけれども、この敷金は返還、明け渡す時に返還すると。で、未納の家賃、損害賠償金がある時は、これを控除するということですが、まあ25条には、明け渡す時には検査を受けなければならないということですよ。どこのアパートも皆そうですけれども。その時に敷金を利用して検査を受けて、まあ不備なところがあった場合は、その敷金の超えた場合は請求するとか、そういうふうなことが普通のアパート管理だったらそういうふうなことになると思うんですけれども、そういう敷金の利用方なのかどうなのかということと、それから、それこそ20年、30年やればもう劣化がどんどん進みますので、出ていく時にね、いろんなその修理しなくちゃ、もともと劣化してるところを本人が負担しなければならない、そういう箇所が出てくると非常に困るわけですよ。それで、そういう意味でも修繕費用の負担ということで構造上重要でない部分、これ町営住宅の方にはかっこ書きでまた詳しく書いてますけれども、それを省いてますけれども、構造上重要でない部分については、構造上の問題は町が負担すると。で、こういう場合ね、やっぱり町の方でも定期的な検査をするということ、ここにちょっと入れた方がいいと思うんです。まあ2年に1回でも検査をすると。でないと、今、夕風団地のように換気してなかった。で、換気がほとんどもう壊れてる状態です。で、何人かに聞いたんですけれども、もうやっぱりシートがもう劣化して換気が赤ランプを点いたまんまとか、それから天井とか、雨漏りがするとか、そういうことがよく聞かれますけれども、これはちょっとやっぱり点検がちゃんとやられてないことから来ると思うんです。そういう構造上の定期点検を必ずやるということを書き加えてもらいたいなど。それが建物を長持ちさせることになると思うんです。そういう点、いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに敷金の利用の関係なんですけれども、一般的にまず敷金の方はいただきまして、その後、退去する際に部屋の中の例えば壁紙だとか云々とかにこう異常が来していた場合は、当然そちらの方の費用というのを差し引きまして敷金の方を戻したいと、戻すというふうなことを考えております。

あと、定期的な点検や修繕の分野につきましてですけれども、まず修繕の細かな責任転嫁のような、例えば、ただいまの見上議員もおっしゃった例えば構造上重要なところとか云々というこの記載につきましては、施行規則の方でさらに細かくしていきたいというふうに考えております。ただ、例えば今ご提案ありましたとおり2年に一度、例えば検査するとかということでありましたが、そちらのことにつきましては、実際の大本の貸主といいますか、建てている事業者の方ともちょっと確認しまして、どういった形の方で進めていけばいいのかということをお協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 30年後に無償で譲渡されるわけなんですけど、家賃の方はずっと同じ金額で推移していくわけなんですけど、それとも減額するというようなそういう考えをお持ちなんですけど、そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

例えばなんですけれども、今回提案しました条例の第16条のところに家賃の変更を設けております。こちらの時には、「民間の事業者からの借上げが終了したとき。」を始め、こう4項目ほど書いているんですけども、この家賃につきましては、その2つ目に記載あるとおり「物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。」とか、こういったものを定めておりますので、その時その時の状況に応じまして、家賃の設定の方につきましては変更する必要がある場合は変更する必要があるというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 反対討論します。

私もこの建築関係に携わってきた人間としてですね、さっき町長が鉄骨は長持ちすると、それは全然違いますね。木造の方が長持ちするんです。ただ鉄骨の方が建物が大きくなるとコストがかからないんですが、それで建物が大きくなると、ほとんど鉄骨にな

るということなのですが、本当は木材の方が寿命が長いんですよ。それをご理解いただきたいと思います。

そして、これをですぬ町で譲渡しないで業者にそのまま経営してもらった方がいいじゃないですかね。私はそう思うんです。人口が少なくなる。入居者も多分減少して空き部屋も増えてくるのではないかというふうに予想します。そんな中でですよ、これを無償譲渡してまた後で町が解体する。こんなねリスクをね背負っては、私はちょっとまずいなと。今後、30年後に、私はもう生きていませんが、そう思うんですね。ですから、これは、この条文はちょっと手直しした方がいいのではないかと思います。よって反対をしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私も反対討論いたします。

家賃未納の時の担保として連帯保証人を入居資格要件としておりますが、世間一般には連帯保証人を引き受けてはならないという社会通念が非常に強く、地縁や血縁の薄い者には極めて困難な要件ではないでしょうか。家賃保証会社の利用も検討すべきと考えます。また、自然災害等に見舞われた際の条項もなく、条例としては不備な点が見られますので反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

遅くなりましたが休憩をいたします。11時30分より再開いたします。

午前11時25分 休 憩

.....
午前11時30分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10、議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを

議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由についてですが、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号利用等に関する法律等の一部改正に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、本案を提案するものです。

改正の内容についてなんですけれども、次のページの変更する規約についてご覧ください。

法の改正によりまして、「保険者証及び資格証明書」というところから「保険者証」という言葉を関係規約の中から除くというものになっております。これにより、本年12月2日から現行の被保険者証は、同日以降、発行されなくなるというものとなります。

ご存じのように秋田県後期高齢者医療広域連合規約において、その変更については各市町村の議会の議決を得なければならないということになっておりますので、今般上程し、議決をいただくものとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国保の一部改正と同じように、この後期高齢者医療保険の広域連合の規約の改正のところで私は反対をいたします。

全国の保険医団体連合会の調査によると、全国の高齢者施設、介護施設のうち、

59%の施設担当者は保険証廃止反対っていう、94%の施設が入所のナンバーカードの代理や申請には対応できないと回答しています。42都道府県から1,219件の回答があって、中には秋田県の特養から「ATMも使えない方々ばかりです。マイナンバーカード対応は無理。」、また北海道からは「本来強制ではなかったものが、なし崩しに強制されようとしている。国民にとってほとんどメリットのない今回の政策に反対。」、群馬県からは、「マイナンバー記載の書類自体は厳重な管理と言われているけれども、保険証は持ち歩くもの。情報漏洩のリスクが高まって、カード自体矛盾をはらんでいる。無理である。反対である。」という、これは一部の例ですけれども、こういうことが高齢者施設では異常に不安を持って受け止められております。また、高齢者がマイナ保険証を持ち歩くこと自体が非常に危険であることから、私は、この秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更する規約に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第88号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第88号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,317万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,850万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

令和6年9月3日提出

それでは、6ページ・7ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず歳入についてでございますが、14款使用料及び手数料1項1目の総務使用料1節総務管理使用料につきましては、1つ目は巡回バス使用料でございますが、巡回バスが能代市まで直通運行となることにより、運賃の増収分として86万4,000円を追加するもので、2つ目は、利用者が増加していることに伴い、デマンド型乗合有償運送使用料23万1,000円を追加するものでございます。3つ目は、12月に完成予定の定住促進住宅の家賃収入として135万円を追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1目社会福祉費負担金につきましては、令和5年度事業費確定に伴う国からの追加交付として低所得者介護保険料軽減負担金の過年度分12万8,000円を追加するものでございます。

次に、16款県支出金2項4目の農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、県の内示に伴い、夢ある園芸産地創造事業補助金14万9,000円を追加するものでございます。

次に、19款繰入金1項1目1節の介護保険特別会計繰入金につきましては、令和5年度介護保険給付費の精算に伴う介護保険特別会計からの繰入金の追加でございます。

8ページ・9ページをお開きください。

次に、20款繰越金につきましては、今回の補正財源として追加するものでございます。

次に、21款諸収入5項5目助成金1節助成金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金で、歳出の方では健康カルテ標準化意向調査等準備業務委託料に対する補助金でございます。地方公共団体情報システム機構からの100%補助ということでございます。

次に、10ページ・11ページをお開きください。

続きまして歳出をご説明いたします。

2款総務費1項1目一般管理費の旅費につきましては、今年度の議員行政視察研修と一緒に参加させていただく職員2名分の旅費でございます。

6目企画費ですが、10節需用費につきましては、巡回バス運行について、能代市まで直通運行することにより車両1台の増車と延伸に伴い必要な経費の追加で、消耗品や

燃料費、修理費、町民に配付する時刻表の印刷費などがございます。

11節役務費につきましては、巡回バスの任意保険料の追加で、12節委託料につきましては、デマンド型乗合有償運送運行業務委託料231万円と、巡回バスの委託料202万9,000円の追加でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、巡回バスのリース料136万6,000円と、定住促進住宅の借上げ料320万円でございます。

17節備品購入費につきましては、増車する巡回バスの運賃を収集するための車内金庫の購入費でございます。

次に、7目電子計算費18節負担金、補助及び交付金につきましては、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金の追加で、児童手当支給関係システムと障がい者自立支援給付関係システムの改修費用の負担金でございます。

9目自治振興費10節需用費につきましては、落雷により破損した街路灯の修繕費の追加でございます。

14目諸費につきましては、防犯指導隊に新たに1名の方が加入したため、その方の被服費用の追加でございます。

次に、3款民生費1項5目国民健康保険費27節繰出金につきましては、マイナンバーカードに保険証の情報を紐づけしていない方のための資格確認書を印刷する費用を国保会計に繰り出すものでございます。

6目介護保険費27節繰出金につきましては、令和5年度分の事業費確定に伴う低所得者保険料軽減繰出金の追加でございます。

12ページ・13ページをお開きください。

4款の衛生費1項2目予防費12節委託料につきましては、健診データを管理している健康カルテシステムについて、国が進めているシステム標準化に対応するための意向調査等準備業務委託料として220万円を追加するものでございます。

7目町営診療所費27節繰出金につきましては、町営診療所特別会計において新型コロナワクチン接種収入が増加する見込みのため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、県の内示に伴い夢ある園芸産地創造事業費補助金の追加で、ネギの栽培に取り組む新規就農者のネギ用管理機購入に対する補助金でございます。

5目農地費18節負担金、補助及び交付金につきましては、能代地区土地改良区が実施している素波里ダム頭首工の水位計更新について、町の負担分として土地改良施設維持管理適正化事業負担金3万4,000円を追加するものでございます。

14ページ・15ページをお開きください。

6款3項2目水産業振興費につきましては、サーモン養殖に関する連絡会議に参加するための職員旅費5万3,000円と、意見交換会への参加費である食糧費1万5,000円を追加するものでございます。

次に、7款商工費1項2目商工振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度もプレミアム付商品券発行事業を実施することとし、プレミアム率20%として5,000セットの経費と事務費を合わせたプレミアム付商品券発行事業補助金1,143万円を追加するものでございます。

次に、10款教育費1項2目事務局費12節委託料につきましては、生徒の成績出欠管理や健康管理のほか、事務管理などの校務のデジタル化を県が進めており、町でもそのシステムを導入し、令和7年度からの運用を目指しておりますが、アカウント数に対応した詳細の経費が県より示されたため、33万6,000円を追加するものでございます。

16ページ・17ページをお開きください。

10款4項3目峰浜ポンポコ子ども園費10節需用費につきましては、通園バスの修繕料21万5,000円を追加するものでございます。

次に、13款諸支出金2項1目財政調整基金費24節積立金につきましては、令和5年度の実質収支が確定したことにより、地方財政法の規定に基づき2分の1相当額である8,400万円を積み立てるものでございます。

3項諸費1目国県支出金返納金22節償還金利子及び割引料につきましては、令和5年度の事業費が確定したことに伴い、特定感染症検査等事業費補助金精算返還金ほか8件について、国県に対する過年度分の返納金合わせて436万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決くださいますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 7ページの1節総務管理使用料の8、これ定住促進住宅使用料

となっておりますが、これはもう10月にはもう全棟埋まるという想定で計算されたんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

定住促進住宅利用料でございますけれども、どういった方が入るのかまだ分からないわけなんですけれども、とりあえず12月の中旬頃にまず完成する見込みということでございますので、とりあえず今回の条例の中で規定しました、一番の高校生以下の子がいた場合を想定しまして、4万5,000円を10戸分で3か月分をまず予算上措置しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） すいません、ちょっと聞き逃してしまいまして、マイナンバーカードの確認にかかる費用、繰出金いくらいくらとかってあった。どこのページで、どこだったんでしょうか。もう一度ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 10ページと11ページの3款民生費5目の国民健康保険費のところではないでしょうかと思いますが……んだね、10ページ、11ページの、10ページのところね。国民健康保険費のところだと思いますが、いわゆる繰出金、マイナンバーカードに保険証の情報を紐づけしていない方のための資格確認書を国保会計で印刷するわけですが、その費用を国保会計に繰り出しをすると、一般会計から繰り出しをするという説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） ちょっとすみません、体調悪くなりまして退場させていただきます。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。休憩します。

午前11時49分 休 憩

.....
午前11時49分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 財政調整基金についてお伺いいたします。財政課長、まだ声聞いてませんから、財政課長に質問したいと思います。

前年度からの繰越金や基金によってですね、まあ黒字になったということではありますが、それを除けば5億円以上の実質収支が赤字になっているということでもあります。八峰町の財政はますます厳しくなっていると。その中において、今後のですね財調を含めた、この町の財政のシミュレーションをですね、まあ5年でも結構です、10年までとは言わなくてもですね、この数年のシミュレーションをですね我々に提出していただきたい、そう思います。前に高杉課長の時にも、令和3年度ですか、にシミュレーションをいただきました。どうか堀内課長にもですね、よろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか、お声を聞かせていただけますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内財政課長。

○財政課長（堀内敬文君） お答えします。

ご指摘のとおり、このたびの実質単年度収支が5億円の赤字ということで大変私も非常に危機感を持っております。で、今後どのようになっていくかっていうのは、もう当然のようにシミュレーションは必要でありますので、これはしっかりと私たち財政課としても今後の、およそ5年くらいでまず一旦構築してみたいと思いますけれども、今後一体どのような収入が推移していくのか、また、想定されている、現段階で想定されている、例えば大規模なハード事業ですとか、また、いろんな公債費、人件費、そういったものも含めましてシミュレーションをして議会の方に提示したいと思います。

このたびの大幅な赤字につきましては、やはり町の事務事業がどこかやはり収支の均衡が図られていないという状況でありますので、実のところ先月27日ですけれども、決算委員の方から決算の意見書を提出いただきました。それを受けまして、その日の午後のうちに町の幹部職員を集めまして町の財政状況をしっかりと説明し、事務事業に取りかかる必要があるということで、特定の分野については実は見直しの作業に着手したところです。こういった町の中で議論を踏まえまして、当初予算、来年度に向けてしっかりとしたものを作っていきたいと、このように考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 一般会計補正予算のところに、11ページに社会福祉費、国民健康保険費の繰り出しのところに職員等の繰り出し、「等」の中にマイナンバーカードの確認、保険証、確認書の費用が入っております。国から莫大な費用がこのためにかかれて全国に散らばってますけれども、このマイナンバーカードに反対する意味で、この一般会計補正予算に反対をいたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時54分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、議案第89号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊地俊平君) ご説明します。

議案第89号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,075万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内 満也

詳細につきましては、6・7ページの事項別明細書にてご説明いたします。

歳入、3款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けた事業、いわゆるマイナ保険証にかかる事業費として267万7,000円と、6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4節職員給与費等繰入金に11万9,000円を追加するものです。

なお、詳細につきましては、次の8・9ページ、歳出内訳にてご説明いたします。

歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費10節需用費13万4,000円のうち、1万5,000円はマイナ保険証の広報事業費となります。残りの11万9,000円が先ほど来ご説明している印刷経費ということになりますが、こちらが補助対象外経費ということになりまして、一般会計からの繰入となります。内容としましては、何回も言いますけれども、現行の保険証が令和6年12月2日から発行されなくなるため、資格確認書での対応となりますので、その印刷経費ということになります。

12節委託料266万2,000円ですが、先述の資格確認書を交付できるようにするために12町村共同システムを改修する経費となりまして、その分の八峰町分の委託料ということになっております。この事業費が確定したところによりまして併せて補助金も確定したため、本定例会の提案となったところです。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国保のマイナンバー資格確認発行予算が計上されております。世間はマイナンバーカードに紐づけされる多くのものが漏洩や誤作動が起きることに不安を抱えています。政府はマイナ保険証を増やす手段として、医療機関に20万円から40万円倍増、薬局には10万円から20万円にする方針です。ある薬局はマイナンバー

カードがないと薬を出さないと張り紙したところもあります。マイナンバーカードは銀行や保険証と紐づけで任意とされているんですが、急いで強制すること、このことについて反対をいたします。

システム改修費や周知徹底の案内、印刷費、個人番号お知らせで莫大な費用がかかっています。当町においては社会保障・税番号制度システムに267万7,000円が計上されています。医療現場では時間のロスで現行の保険証がいい、そして保険証の残せの署名が今、145万人寄せられております。

以上のことから、この国保会計の中に計上されているこのマイナンバーカード資格確認書の発行予算が出されてますので、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第90号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第90号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,097万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,798万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

先ほどと同様に、詳細につきましては事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費負担金2節過年度分72万4,000円、5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金2節過年度分133万9,000円、7款繰入金1項一般会計繰入金5目低所得者保険料軽減繰入金2節過年度分68万1,000円、8款繰越金4,823万2,000円を追加補正するものです。

なお、内訳につきましては充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳出、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金、利子及び割引料4,096万円の追加補正は、介護給付並びに地域支援事業の令和5年度事業確定による精算にかかる返還金となります。

次に、6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金に1,001万6,000円の追加は、先述の償還金と同じく、令和5年度の事業確定による精算に伴う一般会計の繰出金の追加補正となります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第91号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第91号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ991万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億216万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいながらご説明します。

6・7ページ目をお願いします。

歳入、3款診療収入2項その他診察収入1目医科諸検査等収入、新型コロナワクチン接種収入として1,147万5,000円、3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金232万7,000円の減、こちらは歳入歳出調整のための補正となっております。

次に、5款諸収入1項雑入2目助成金1節医療提供体制設備整備交付金、電子処方箋管理サービス等関係補助金51万3,000円の追加です。

6款県支出金1項県補助金1目電子処方箋活用・普及促進事業費補助金25万6,000円の追加とするものです。

8・9ページご覧ください。

歳出内訳となります。

歳出、2款医科医業費1項医業費1目医科医業費10節需用費、医療材料費として885万円の追加です。

12節委託料については、町営診療所への電子処方箋導入業務委託料として58万3,000円の追加となります。

2目歯科医業費12節委託料につきましては、歯科診療所への同じく電子処方箋導入業務委託料として48万4,000円の追加となります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第4号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に説明させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君）

発議第4号

令和6年9月3日提出

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者	八峰町議会議員	水木壽保
賛成者	同上	見上政子
〃	〃	奈良聡子
〃	〃	芦崎達美
〃	〃	須藤正人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和5年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算について集中的に審査するためのものです。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定によります。

目的は、次の議案について審査することを目的とするということで、議案第92号、令

和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第93号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第98号、令和5年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計6議案の認定について、議案第99号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について及び議案第100号、令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計2議案の認定についてとなります。

設置の期間は、本日、令和6年9月3日から9月13日までの11日間。

委員の定数は、11名です。

令和5年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、防災町民課、財政課、企画政策課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項となります。教育産業建設分科会におきましては、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、商工観光課、農林水産課、教育委員会の所管に属する事項及び特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算に関する事項となります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、当席から指名をいたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思ひます。

午後 1時18分 休 憩

午後 1時19分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第17、議案第92号、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第93号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第94号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第95号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第96号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第97号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第98号、令和5年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第99号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第25、議案第100号、令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第26、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付

託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員会への付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月11日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。お疲れ様でございました。

午後 1時23分 散 会

